

氏名 [名][姓]  
会社名  
住所1行目 [町名・番地]  
住所2行目  
市町村名  
国名／州・郡名  
郵便番号

弊社参照番号：  
お客様参照番号：

年月日 [日][月][年]

拝啓

**Britannia Steam Ship Insurance Association Limited（「ブリタニヤ」）の保険および再保険事業全体の Britannia Steam Ship Insurance Association Europe m.a.（「ブリタニヤヨーロッパ」）への譲渡提案に関するお知らせ**

このお知らせは、弊社の記録上、ブリタニヤを受益者とする再保険契約に基づく再保険者である企業、またはそのブローカーもしくは仲介人だったことのある方にお送りしております。

英国 2000 年金融サービス市場法第 7 編規制に基づき、裁判所の承認を受ける保険事業譲渡計画（「**本事業譲渡計画**」）に従い、すべての出再保険契約を含むブリタニヤの保険および再保険事業全体をブリタニヤヨーロッパに譲渡する提案に関する重要な詳細をお知らせいたします。本事業譲渡計画には、イングランド・ウェールズ高等法院（「**裁判所**」）の承認が義務付けられています。ブリタニヤは、健全性監督機構（「**PRA**」）および金融行為規制機構（「**FCA**」）と緊密に協議しながら作業を進めており、両機構は提案中の事業譲渡について評価中で、それぞれが裁判所に報告書を提出することになります。このプロセスでは、提案中の事業譲渡により生じる可能性の高い影響について意見を述べる独立専門家の任命も義務付けられています。本事業譲渡計画に関する独立専門家として、Grant Thornton UK LLP の Simon Sheaf（サイモン・シーフ）氏（「**独立専門家**」）が任命され、PRA は FCA との協議により同氏の任命を承認しました。シーフ氏の最優先責務は裁判所に対するものであり、ブリタニヤまたはブリタニヤヨーロッパに対するものではありません。同氏は、独自の考察および見解の報告書（「**本譲渡計画報告書**」）を作成しており、それを裁判所が検討することになります。

また、ブローカーの方には、ブリタニヤの再保険事業に関連してご自身が仲介されたすべての再保険者にも、本状および同封の文書に記載された情報をお渡しいただくようお願いいたします。

**本事業譲渡計画の背景**

提案中の事業譲渡は、2020 年 1 月 31 日に実施された英国の欧州連合離脱に対応するブリタニヤの計画の一部を構成するものです。その目的は、2020 年 12 月 31 日に移行期間が終了した後も確実

に、EEA 域内で既存の（再）保険契約のサービシングの続行と新たな保険業務の引受を可能にするとともに、単独の保険会社という組織構造に立ち戻るためでもあり、これによって 2 社分の事業費、コンプライアンスコスト、事務管理費を節約し、より効率的なソルベンシー資本要件の管理が可能になります。

## 本事業譲渡計画

ブリタニヤは本事業譲渡計画により、その出再保険契約および関連するすべての担保契約または与信枠契約をまとめて、ブリタニヤヨーロッパに移転することを提案しています。ブリタニヤヨーロッパは、ルクセンブルクで登記された相互保険組合で、ルクセンブルク保険業監督局（「CAA」）の規制を受けています。

提案中の事業譲渡は、必要な法律上および規制上の承認を前提とするものです。裁判所は、すべての状況において適切であると見なした場合に限って、提案中の事業譲渡を承認することになります。承認を受けた場合、これは当初 2021 年 2 月 20 日に実施される予定ですが、ブリタニヤが日本、香港およびシンガポールの支店を通して運営管理する事業については、その法域に対応するブリタニヤヨーロッパの支店が必要なすべての認可および承認を取得して初めて完了することになります。

提案中の譲渡は、ブリタニヤに提供された再保険契約に基づく再保険者の権利またはかかる再保険契約の事務管理方法には一切影響を与えません。貴社（またはご自身がブローカーもしくは仲介人である会社）から提供された再保険契約の唯一の変更点は、ブリタニヤに代わってブリタニヤヨーロッパが出再者になることです。本事業譲渡の開始から完了までの間、ブリタニヤとブリタニヤヨーロッパの間で再保険契約を分割する可能性があります。すべての契約は総計形式により、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパに適用されるため、本事業譲渡の完了を待つ間、再保険者の状況は好転も悪化もしません。本事業譲渡の完了後、移転済の再保険契約に係る請求または訴訟手続きがあればすべて、ブリタニヤヨーロッパにより／対して継続されるものとします。

さらにブリタニヤヨーロッパは、ルクセンブルク CAA（保険業監督局）の認可および規制を受けていますが、ルクセンブルクは欧州連合加盟国であるため、欧州保険年金監督局が整合してソルベンシーII 規制を実施する規制体制にも従っています。したがって、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパは、同等の規制体制の対象です。

## ご質問や反論について

独立専門家による第一の結論は、「本譲渡計画報告書」で説明される通り、本事業譲渡計画による重大な悪影響を受ける保険契約者その他の者は一切存在せず、それを実行すべきでない理由はないというものです。

提案中の事業譲渡により、悪影響を受けるとお考えのすべての方は、2021 年 1 月 29 日に予定する裁判所聴取会にご参加いただき、ご本人または代弁者の法廷弁護士もしくは事務弁護士により、異議を表明する権利があります。この聴取会は、Rolls Building, 7 Rolls Buildings, Fetter Lane, London EC4A 1NL（所在地）内の裁判所で行われる予定です。ご本人または代理人が、裁判所聴取会に出席を予定される場合、聴取会の日付または会場などに変更があればお知らせできるよう、聴取会の前に可能な限り早急に、できれば聴取会の 10 営業日前までにお知らせいただくようお願いいたします。

本事業譲渡計画に反対の方、または本事業譲渡計画による悪影響を受ける可能性があるとお考えの方で、聴取会には出席を希望されない場合、以下に記載する住所宛の書面による通知またはは

下に記載する専用番号へのお電話で、いずれも可能な限り早急に、できれば2021年1月22日までに、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパにお知らせいただくことにより、本事業譲渡計画に関する異議を表明することができます。すべての異議は、聴取会の席上、裁判所に提出いたしません。

#### 詳細情報

提案中の事業譲渡についてさらに詳しくは、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> をご覧ください。または、+44 (0)20 7407 3588 へのお電話もしくは [BritanniaPartVII@tindallriley.com](mailto:BritanniaPartVII@tindallriley.com) 宛の E メールで、ブリタニヤチームまでご連絡いただくこともできます。

本事業譲渡計画の写し、本譲渡計画報告書、本事業譲渡計画の条件概要および本譲渡計画報告書の要旨は、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> でご覧ください。 または、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN (郵便宛先) の Phillippa Smith (フィリパ・スミス) への書面で、もしくは [BritanniaPartVII@tindallriley.com](mailto:BritanniaPartVII@tindallriley.com) 宛の E メールでご請求いただければ、これらの文書の写しを無償で提供いたします。

本事業譲渡計画に異議のない場合、この書面にお返事いただく必要はありません。 本事業譲渡計画に対する異議の表明をご希望の方は、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN (郵便宛先) への書面で Phillippa Smith (フィリパ・スミス) 宛に、もしくは Eメールで [BritanniaPartVII@tindallriley.com](mailto:BritanniaPartVII@tindallriley.com) 宛に、可能な限り早急に反論の理由をお知らせください。または、+44 (0)20 7407 3588 までお電話ください。

敬具

**Tindall Riley (Britannia) Limited**